

○ 京都府議会運営委員会に係る会派の要件 及び委員の選任基準

(平成 3 年 5 月 15 日)
改正 平成 19 年 5 月 26 日

- 1 京都府議会運営委員会条例（平成 3 年京都府条例第 17 号。以下「条例」という。）第 4 条に規定する会派の要件は、所属議員数 4 人以上とする。
- 2 条例第 5 条第 1 項に規定する議長が選任する委員の数については、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当てる。この場合において、小数点以下の数字により割り当てる数については、各会派の協議により定めることができる。